

令和8年度以降における保育提供体制の確保のための
「実施計画」による財政支援について

令和8年1月16日（金）

こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係

地域の課題に対応した財政支援

- 「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体に対して、下記のとおり財政支援を行う。(R7年度採択市区町村数 645市区町村(令和7年12月時点))

採択分類・採択対象

【認可保育所等(※1)】

1. 待機児童対策

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村(※2)

【1.②～⑥の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村(※3)

2. 人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村(※4)

3. 地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

- ※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。
- ※2 既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援(設置主体の緩和)を希望する場合には、経過措置として従前の採択要件により採択対象とする。
- ※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和10年度末までは経過措置として財政支援の対象とする。
- ※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

| 項目 | 内容 |
|----------------------------------|--|
| ①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業 | 定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の 高上げ(1/2→2/3) (※5) 設置主体の要件緩和(※6) |
| ②民有地マッチング事業 | 補助要件 |
| ③保育利用支援事業(予約制) | 補助要件 |
| ④一時預かり事業(一般型) | 緊急一時預かりの補助要件 |
| ⑤認可化移行運営費支援事業 | 地方単独保育施設加算の適用を受けて 実施する場合の加算要件 |
| ⑥幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業 | 職員の配置の弾力化の要件 |

【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

| 項目 | 内容 |
|----------------------------------|---|
| ①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業 | 多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率 の高上げ(1/2→2/3) 設置主体の要件緩和(※6) |

【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

| 項目 | 内容 |
|---------------------------|---|
| ①保育士宿舍借り上げ支援事業 | 補助要件 |
| ②広域的保育所等利用事業 | 企業主導型保育事業等において単独で実施する場合 や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する 施設の共同利用により実施する場合の補助要件 |
| ③都市部における保育所等への賃借料支援 事業 | 補助要件 |
| ④利用者支援事業(基本型) | 夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加 算の加算要件 |
| ⑤利用者支援事業(特定型) | 補助要件 |
| ⑥一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ) | 補助要件 |

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

| 項目 | 内容 |
|----------------------------------|--------------------|
| ①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業 | 国庫補助率の高上げ(1/2→2/3) |

- ※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。
- ※6 設置主体の要件緩和は就学前教育・保育施設整備交付金のみ。

「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択スキーム

認可保育所等

実施計画の内容

【令和7年度】
 ・整備計画
 ・整備予定

【令和8年度以降】
 (上記に加え、)
 ・地域における保育提供体制の現状・課題
 ・課題に対して力を入れて取り組む内容
 ・財政支援を必要とする理由 等

採択の種類

待機児童対策

・4月1日時点の待機児童が10人以上見込まれる市区町村

※既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援(設置主体の緩和)を希望する場合には、経過措置として従前の採択要件により採択対象とする。

人口減少対策

・過疎市町村(※)のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村(財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む)

地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策

・待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

財政支援

・就学前教育・保育施設整備交付金(高上げ・設置主体緩和) ※1
 ・保育所等改修費等支援事業(高上げ) ※1

(以下の事業については、左記の自治体に加え、過去3年以内に待機児童が生じている自治体も対象とする)

・民有地マッチング事業(補助要件) ※2
 ・保育利用支援事業(入園予約制)(補助要件) ※2
 ・一時預かり事業(緊急一時預かりの補助要件) ※2
 ・認可化移行運営費支援事業(加算要件) ※2
 ・幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業(職員配置の弾力化の適用要件) ※2

※1 採択基準のほか補助要件として財政力指数が1.0未満の市町村であって、20人以上(小規模保育に係るものは10人以上)の定員増加に必要な整備(新設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備)に限る。
 ※2 R5またはR6の実施自治体は、経過措置としてR8~R10は補助対象とする。

・就学前教育・保育施設整備交付金(高上げ・設置主体緩和)
 ・保育所等改修費等支援事業(高上げ)

・保育士宿舍借り上げ支援事業(補助要件)
 ・広域的保育所等利用事業(一部施設の対象要件)
 ・都市部における保育所等への賃借料支援事業(補助要件) ※3
 ・利用者支援事業(基本型)(一部加算の対象要件)
 ・利用者支援事業(特定型)(補助要件)
 ・一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)(補助要件)

※3 都市部の賃借料補助は、採択基準のほか補助要件による制限もあり

通園制度

【令和7年度】
 ・整備計画
 ・整備予定

【令和8年度以降】
 (上記に加え、)
 ・整備・改修終了目処
 ・整備費、改修費が必要な理由
 ・総合支援システムの導入予定 等

採択

・就学前教育・保育施設整備交付金(高上げ)
 ・保育所等改修費等支援事業(高上げ)

※ 過疎市町村：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第1号)に基づく、全部過疎市町村、一部過疎を有する市町村及びみなし過疎市町村
 ※ 令和8年度以降、計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ることを要するものとする(事後の承認を含む)。

(参考) 令和7年度～令和8年度以降における対応の変更点

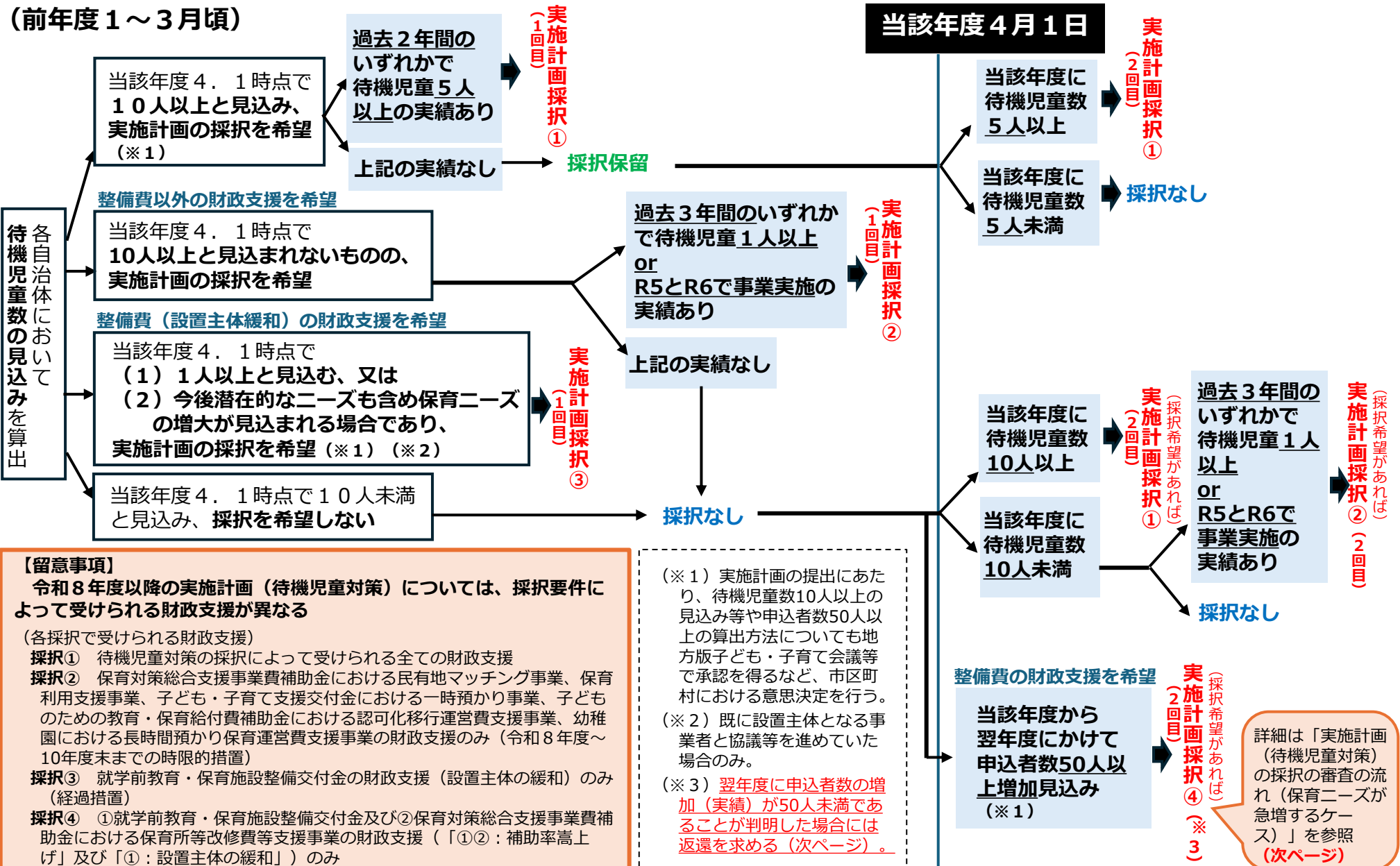
※1 下線は前年度の運用からの変更点

| | 令和7年度当初予算 | 令和8年度以降(※1) |
|--------------------|---|---|
| 採択種類 | ①待機児童対策 ②人口減少対策 ③地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策 | |
| 対象自治体 (経過措置を含む) | ①R7.4.1時点で、待機児童が1人以上見込まれる市区町村又は待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村 ②過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村(財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む) ③待機児童対策・人口減少対策、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村 | ①<整備費・改修費> ・財政支援を受ける各年度の4月1日時点において、 <u>待機児童が10人以上見込まれる市区町村(※2)</u> ※2 既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援(設置主体の緩和)を希望する場合には、各年度時点で、 <u>待機児童が1人以上見込まれる市区町村又は待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村(経過措置)</u> <整備費・改修費以外> 上記に加え、 ・ <u>過去3年のいずれかの4月1日時点において待機児童が生じている市区町村</u> ・ <u>令和5年度または令和6年度に実施している市区町村(令和10年度までの経過措置)</u> ②左記と同様 ③左記と同様 |
| 財政支援 | R7年度以降、p1に記載の通り変更(廃止する支援については、R7年度より廃止) | |
| 実施計画様式 | ・整備計画 ・整備予定 | 左記に加え、 ・地域における保育提供体制の現状・課題 ・課題に対して力を入れて取り組む内容 ・財政支援を必要とする理由 等 |
| 地方版子ども・子育て会議等での承認 | 不要 | 必要(ただし、会議日程等の事情により事後の承認となる場合も可) |

実施計画（待機児童対策）の採択の審査の流れ

「保育提供体制の確保のための実施計画」のうち「待機児童対策」の採択について、
「待機児童が10人以上見込まれる市区町村」に関する審査の流れについては以下のとおりとする。

（前年度1～3月頃）



【留意事項】
令和8年度以降の実施計画（待機児童対策）については、採択要件によって受けられる財政支援が異なる

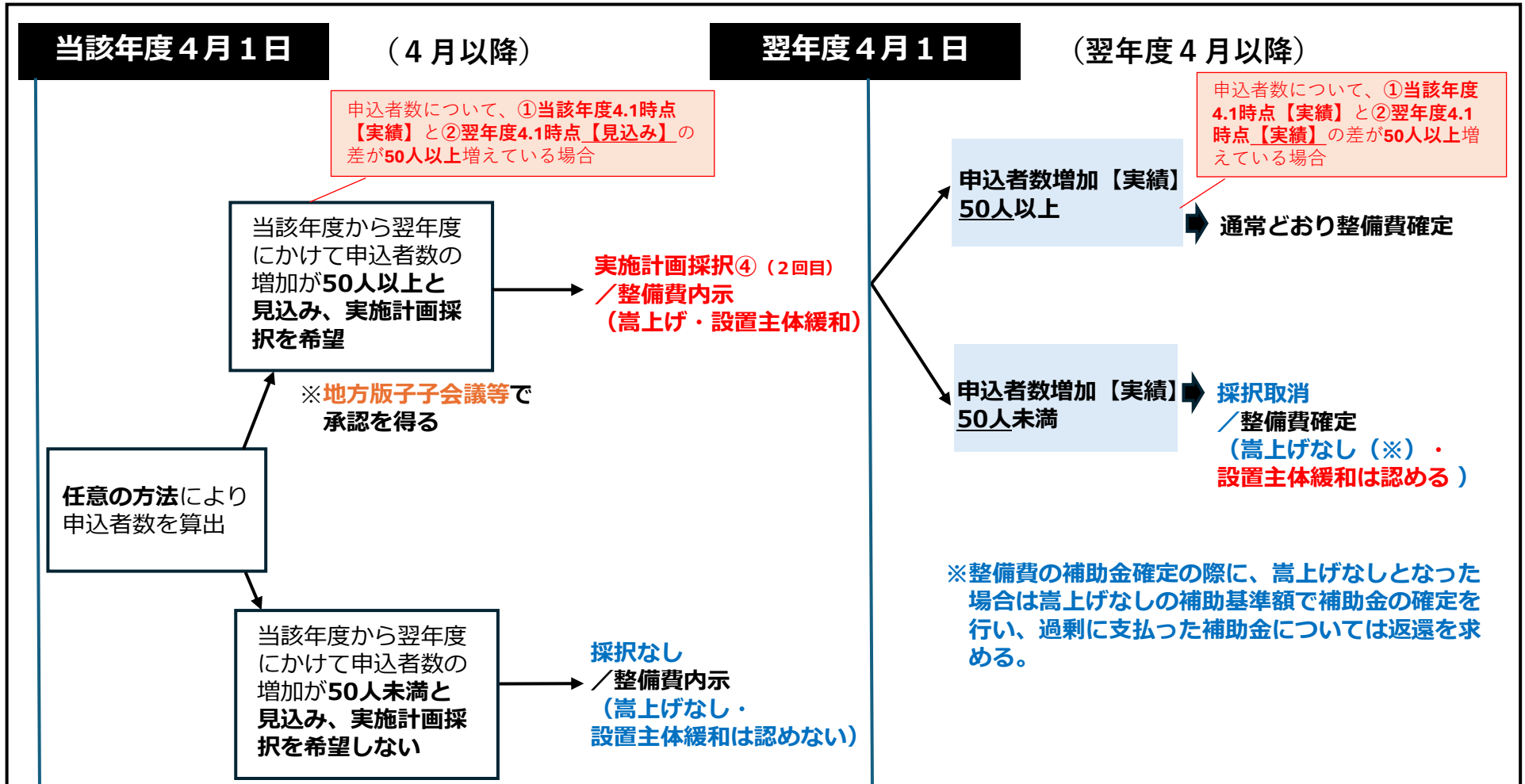
- 採択① 待機児童対策の採択によって受けられる全ての財政支援
- 採択② 保育対策総合支援事業費補助金における民有地マッチング事業、保育利用支援事業、子ども・子育て支援交付金における一時預かり事業、子どものための教育・保育給付費補助金における認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の財政支援のみ（令和8年度～10年度末までの時限的措置）
- 採択③ 就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援（設置主体の緩和）のみ（経過措置）
- 採択④ ①就学前教育・保育施設整備交付金及び②保育対策総合支援事業費補助金における保育所等改修費等支援事業の財政支援（「①②：補助率高上げ」及び「①：設置主体の緩和」）のみ

（※1）実施計画の提出にあたり、待機児童数10人以上の見込み等や申込者数50人以上の算出方法についても地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定を行う。
（※2）既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合のみ。
（※3）翌年度に申込者数の増加（実績）が50人未満であることが判明した場合には返還を求める（次ページ）。

詳細は「実施計画（待機児童対策）の採択の審査の流れ（保育ニーズが急増するケース）」を参照（次ページ）

実施計画（待機児童対策）の採択の審査の流れ（保育ニーズが急増するケース）

- 当該年度の4月1日時点の待機児童数が10人以上見込まれない自治体においても、大型マンションの設立等により翌年度の保育ニーズが急増する場合もあると考えられることから「翌年度の申込者数が50人以上増加する場合」には、実施計画の採択を行う予定。（①就学前教育・保育施設整備交付金及び②保育対策総合支援事業費補助金における保育所等改修費等支援事業の財政支援（「①②：補助率嵩上げ」及び「①：設置主体の緩和」）を希望する場合のみ）
- ただし、この場合、当該年度は「申込者数増加見込み」で採択を行うこととなるため、翌年度に申込者数の増加の実績が判明した段階で、50人を下回っていた場合には採択取消を行う予定。（「①②：補助率嵩上げ」のみ採択取消）



実施計画（待機児童対策）の採択の種類

参考

令和8年度以降の**実施計画（待機児童対策）**については、採択要件によって受けられる財政支援が異なります。それぞれの「採択要件」及び「受けられる財政支援」は以下のとおりです。

| | 採択要件 | 受けられる財政支援 | 備考 |
|--------------------------------|--|--|--|
| 実施計画 採択① | 4月1日時点の 待機児童が10人以上 見込まれる市区町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・保育施設整備交付金（嵩上げ・設置主体緩和） ・保育所等改修費等支援事業（嵩上げ） ・民有地マッチング事業（補助要件） ・保育利用支援事業（入園予約制）（補助要件） ・一時預かり事業（緊急一時預かりの補助要件） ・認可化移行運営費支援事業（加算要件） ・幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業（職員配置の弾力化の適用要件） | 全ての財政支援を受けることが可能 |
| 実施計画 採択② | 過去3年以内に待機児童 が生じている市区町村 （ただし、上記を満たさない場合でも、R5またはR6に右記事業を実施している場合、 R10までは経過措置として財政支援の対象 とする） | <ul style="list-style-type: none"> ・民有地マッチング事業（補助要件） ・保育利用支援事業（入園予約制）（補助要件） ・一時預かり事業（緊急一時預かりの補助要件） ・認可化移行運営費支援事業（加算要件） ・幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業（職員配置の弾力化の適用要件） | 整備費以外の財政支援を受けることが可能 |
| 実施計画 採択③ 【経過措置】 | 4月1日時点において、 ① 待機児童が1人以上 見込まれる市区町村 又は ②待機児童が見込まれない場合であっても 今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大 が見込まれる市区町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・保育施設整備交付金（設置主体緩和のみ） （※既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた整備案件のみ） | 経過措置 整備費の「設置主体緩和」のみ財政支援を受けることが可能 |
| 実施計画 採択④ | 当該年度から翌年度にかけて 申込者数の増加が50人以上 と見込まれる市区町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・保育施設整備交付金（嵩上げ・設置主体緩和） ・保育所等改修費等支援事業（嵩上げ） | 4月1日以降の2回目のタイミングで採択 整備費の財政支援を受けることが可能 |

現時点における実施計画提出スケジュール案

| | 実施計画提出期限 | 採択時期 | 提出対象自治体 | 提出資料 |
|-----|-----------|------|--|--|
| (1) | 1月下旬～2月上旬 | 3月下旬 | <p>① 保育提供体制の確保のための財政支援を必要とする自治体のうち、令和8年4月1日時点で実施計画の採択を必要とする自治体（※1）（※2）</p> <p>② 実施計画の採択は不要であるが、令和8年度中に就学前教育・保育施設整備交付金を活用予定の自治体</p> <p>※1 「待機児童対策」の採択については、(1)と(2)時点での採択要件が変わってくるため、留意すること（詳細は「実施計画（待機児童対策）の採択の審査の流れ」を参照）。</p> <p>※2 R8.1.16時点で、既に株式会社やNPO等と令和8年度以降の整備に向けて協議を行っている整備に関しては、追って調査を行う。</p> | <p>〈特定教育・保育施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式1-1 ・様式1-2（※4） ・様式2（※4） <p>〈こども誰でも通園制度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式A（※4） |
| (2) | 4月上旬～5月上旬 | 8月下旬 | <p>全市区町村（※3）</p> <p>※3 (1)で実施計画を提出いただいた市区町村においても、様式1-1、様式1-2、様式Aについて、令和8年4月1日時点の実績値を記載した上で、改めてご提出いただく必要がある。</p> | <p>〈特定教育・保育施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式1-1 ・様式1-2（※4） ・様式2（※4） <p>〈こども誰でも通園制度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式A（※4） |

実施計画・整備計画の考え方

【実施計画】

市区町村は、保育需要と提供体制の「見える化」を図ることを目的とした「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下「実施計画」という。）を作成し、国に提出していただくこととしています。また、財政支援を希望する市区町村は、実施計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定を行っていただく必要があります。

①「実施計画」の作成様式

「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望する自治体 … 様式 1-1、1-2, 様式 2
「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望しない自治体 … 様式 1-1

②「実施計画」（様式 1-1）の作成に当たっての考え方

1. 令和 7 年度以降の保育需要と提供体制

- ・ 令和 11 年度までの各年度の「就学前児童数」・「申込者数（保育ニーズ）」を人口動態や就業状況等により年齢区分ごとに適切に見込み、見込んだ「申込者数（保育ニーズ）」に対応する「利用定員数（整備量）」が確保できる 5 か年の全体計画を策定する。

2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定

- ・ 上記で作成した令和 11 年度までの「利用定員数（整備量）」の計画が達成できるよう、個別の施設ごとの定員増減を考えて、「就学前教育・保育施設整備交付金」及び「保育所等改修費等支援事業」を活用して実施する 5 か年の整備計画を記載する。また、定員変更を伴わない「人口減少対策」の採択による財政支援を受けようとする整備がある場合も同様に記載する。

また、上記整備交付金及び改修費支援等事業を活用せずに定員増減を行う施設について、その実施内容などを記載する。

③地方版子ども・子育て会議等の承認等

「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望する自治体は、上記①の様式について、上記②の考え方などについて説明した上で、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ていただくようお願いします。

【整備計画】

市区町村において「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする場合は、各年度における市区町村の施設整備計画に基づく施設整備事業として、協議案件（整備計画）を国に提出していただくこととしております。

また、整備計画の提出にあたっては、市区町村が計画的に整備を進めるものとして、地方版子ども・子育て会議等にて承認を得ていただく必要があります。

①「整備計画」の作成様式

「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする自治体 … 施設整備計画協議登録様式(いわゆる「エントリーシート」)

②「整備計画」の作成に当たっての考え方

- ・ 市区町村ごとに作成した「実施計画」に基づき、各年度（令和 8 年度）に計画している「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする全ての必要な施設整備事業について作成する。

※ 「整備計画（エントリーシート）」をもって、「就学前教育・保育施設整備交付金」の採択予定事業として仮決定を行うため、実施計画に記載のない施設整備事業(老朽化対策など定員変更を伴わない整備事業、乳児等通園支援事業所のための整備など)についても全て記載すること。

③地方版子ども・子育て会議等の承認等

整備費の国庫補助を受けようとする自治体は、上記①の様式について、上記②の考え方などについて説明した上で、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ていただくようお願いします。

地方版子ども・子育て会議等に諮ることについて

- ・ 「採択を要する実施計画」及び「整備計画（エントリーシート）」については、将来における保育需要の把握が十分であるかや、当該需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているか等を確認する観点で、地方版子ども・子育て会議等での承認を得ることを必要としている。

会議体・諮り方

- ・ 原則として、地方版子ども・子育て会議に諮ることとする。
ただし、地方版子ども・子育て会議を設置していない自治体等においては代替手段を用いることも認めるが、担当者ではなく市町村として意思決定された実施計画・整備計画であると説明できることが必要。
- ・ 会議については、書面での開催も可とする。

時期

- ・ 実施計画・整備計画は、会議体への諮問等を行った後に都道府県を通じて国に提出することを原則とするが、会議体の開催時期を考慮し、事後に諮問等を行うことも可とする。
- ・ 事後に諮問等を行う場合でも、希望する財政支援の補助金等に係る交付申請時期までには承認を得ること。
- ・ なお、仮に事後に承認を得ることができなかった場合は、「実施計画」の採択取り消しを行うことがあり得る。

その他

- ・ 会議体に諮ったことについては、実施計画の様式上に記載欄を設け、確認を行うこととしている。